

隠岐の島町津波避難計画

隠岐の島町

令和5年3月 改訂

— 目 次 —

第1章	総 則	1
1	目 的	1
2	計画の修正	1
3	用語の意味	1
第2章	避難計画	3
1	津波の想定	3
2	被害想定	4
3	避難対象地域	5
4	避難困難地域	5
5	津波避難場所・避難目標地点	6
6	津波避難ビル等	7
7	避難路・避難経路	7
8	避難方法	7
第3章	初動体制	9
1	職員の連絡・参集体制	9
2	津波情報の収集・伝達	9
第4章	避難指示の発令	10
1	発令基準	10
2	発令時期及び発令手順	10
3	伝達方法（伝達系統）	10
第5章	災害時要援護者の避難対策	11
1	情報伝達・共有	11
2	避難行動の援助	11
第6章	津波防災啓発	12
第7章	避難訓練	13
第8章	その他の留意点	13

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数十分から十数時間の間、住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

津波災害の危機が切迫した地域におけるすべての居住者、滞在者、通過者等（以下、「避難者」という。）が本計画の対象となる。

2 計画の修正

この計画は、適宜検討を加え、必要と認めるときには、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水区域や津波シミュレーションによる津波の浸水区域に基づき定める。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が範囲を定める。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で抽出する。

(3) 避難困難地域

津波の到達までに、避難の必要がない安全な地域に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難の必要がない安全な地域に住民等が設定する場所をいう。とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする場所であり、津波避難場所ではない。

(5) 避難路

避難する場合の経路で、町または住民が選定する主要道路をいう。

(6)避難経路

避難する場合の経路で、住民が選定するものをいう。

(7)津波避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町または住民が選定する場所をいう。

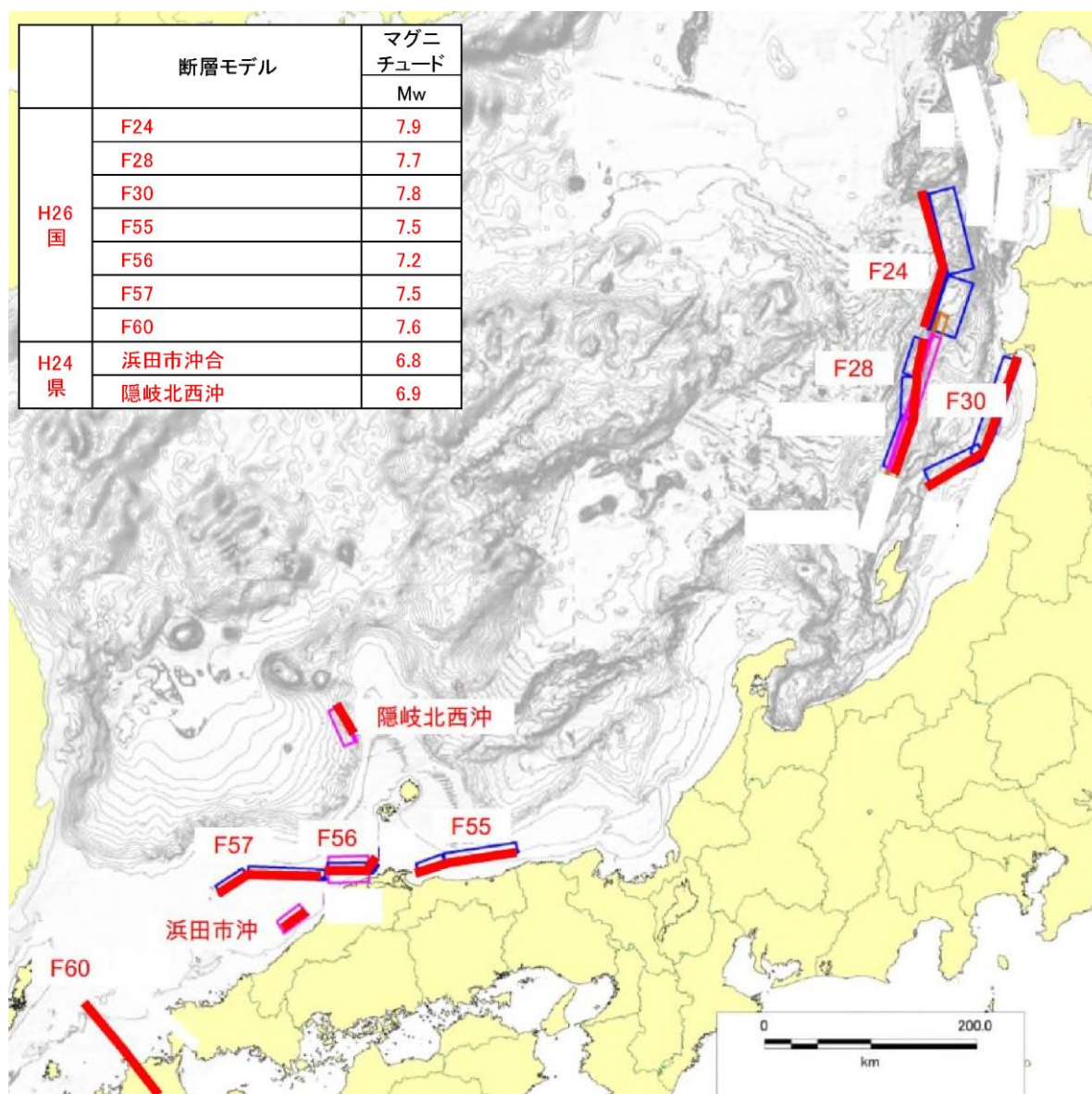
(8)津波避難ビル

津波浸水想定区域内において、避難者が、一時的もしくは緊急避難・退避する建物をいう。津波による浸水のおそれのない地域の避難施設や高台は含まない。

第2章 避難計画

1 津波の想定

島根県（以下、「県」という。）では、次図に示す9つの想定地震による津波シミュレーションを実施し、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した「最大クラスの津波」が悪条件下を前提に発生したときの津波の高さ、到達時間、浸水深、津波浸水想定区域について想定及び設定している（平成29年3月）。



選定された津波断層モデル

（「島根県地震・津波被害想定調査 報告書」（平成30年3月／島根県））

県が実施した津波シミュレーションの隠岐の島町の最大波到達時間、津波最高水位は以下のとおりである。

隠岐の島町における津波の想定結果

想定地震	最大波到達時間 (分)	津波最高水位 (m)	最大となる場所
青森県西方沖合 (F24) 断層の地震	147	6.72	久見漁港
佐渡島北方沖合 (F28) 断層	130	5.99	久見漁港
秋田県・山形県沖合 (F30) 断層	138	3.59	久見漁港
鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	39	5.42	布施漁港

(「島根県地震・津波被害想定調査 報告書」(平成30年3月/島根県))

2 被害想定

県の被害想定では、本町において人的被害(死亡者)及び建物被害が発生するのは青森県西方沖合(F24)断層の地震及び鳥取県沖合(F55)断層の地震である。両地震における被害想定は下表のとおりである。

津波による人的被害(死者数:人)

[地震発生後、全く避難しなかったケース]

想定地震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震			鳥取県沖合 (F55) 断層の地震		
	5時	12時	18時	5時	12時	18時
隠岐の島町	45	38	41	123	121	122

(「島根県地震・津波被害想定調査 報告書」(平成30年3月/島根県))

津波による人的被害(死者数:人)

[地震発生後、避難(意識高)のケース]

想定地震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震			鳥取県沖合 (F55) 断層の地震		
	5時	12時	18時	5時	12時	18時
隠岐の島町	0	0	0	0	0	0

(「島根県地震・津波被害想定調査 報告書」(平成30年3月/島根県))

津波による建物被害（棟）

想定地震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震				鳥取県沖合 (F55) 断層の地震			
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
隠岐の島町	62	246	386	1,174	335	472	416	1,459

（「島根県地震・津波被害想定調査 報告書」（平成30年3月／島根県））

3 避難対象地域

避難対象地域は、県による津波シミュレーションにおいて作成された津波浸水想定区域図に基づき抽出する。

ただし、安全性の確保及び円滑な避難等を考慮して、津波シミュレーション結果では浸水しないが、予測の不確実性を考慮した場合には浸水の恐れがある区域（バッファゾーン）を加え、津波浸水想定区域よりも広い範囲を抽出する。

また、避難対象地域の抽出にあたっては、避難指示を発令する場合に、対象の地域名が住民等に正確かつ迅速に伝わること、避難の際に、地域内での助け合い等も重要であることから、町内会を基本単位とする。

4 避難困難地域

避難対象地域のうち、予想される津波の到達時間までに避難の必要がない安全な地域へ避難することが困難な地域を避難困難地域として抽出する。

本町においては、避難対象地域内で、避難目標地点までの距離が500m以上の地域が該当する。

避難困難地域は、避難訓練等を実施して、津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、必要と認めたときには、修正する。

避難困難地域の抽出は、以下の①～⑤の手順で行う。

①津波到達予想時間の設定

津波到達予想時間は、県により実施された津波シミュレーション結果に基づき設定する。

本町の津波（第1波）到達予想時間	24分
------------------	-----

②避難目標地点の選定

避難者が避難対象地域外へ避難する際の目標地点を、避難対象地域の外側に選定する。

避難目標地点設定の考え方は、第2章「5 津波避難場所・避難目標地点」に記載

する。

③避難路、避難経路の選定

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を選定する。

避難路、避難経路の選定の考え方は、第2章「7 避難路・避難経路」に記載する。

④避難可能範囲の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な範囲を設定する。

避難可能距離の設定にあたっては、徒歩による避難を原則とし、次の式より算出する。ただし、この計算結果が500mを超える場合は、500mとする。

避難可能距離	=	(歩行速度)	×	(津波到達予想時間－2~5分)
●●m	=	(1.0m/秒×60秒/分)	×	(●●分－2~5分)

歩行速度の1.0m/秒は、老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等を目安とする。

また、地震発生から2~5分後には避難を開始できるものと想定する。

⑤避難困難地域の抽出

前記①~④までの検討に基づき、避難対象地域のうち津波到達予想時間内に、指定・設定した避難路、避難経路を通過して避難目標地点まで到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

5 津波避難場所・避難目標地点

避難者一人ひとりが、津波避難を円滑に行うために、津波避難場所・避難目標地点を選定する。

(1) 津波避難場所

津波避難場所は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所であり、避難対象地域の範囲を勘案し選定する。

津波避難場所の選定にあたっては、必要な安全性が確保されていることを基本とする。

また、津波避難場所の機能性は段階的に確保するものとする。

(2) 避難目標地点

避難目標地点は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める地点であり、住民等と協議のうえで選定する。

6 津波避難ビル等

避難ビルは、想定される浸水深を考慮し、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難することのできる避難ビルを、住民等及びビル所有者と協議のうえで指定する。

指定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・3階建て以上のRCまたはSRC構造であること。
- ・十分な耐震性を有していること。
- ・避難路からビル進入口への誘導が容易であること。

7 避難路・避難経路

(1) 避難路

避難路は、安全性や機能が確保されている道路を選定する。

指定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・避難者数などに応じた幅員を有すること。
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- ・できれば近隣に迂回路を確保できること。

(2) 避難経路

避難経路は、安全性の高い道路を、住民等と協議のうえで選定する。

選定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・短時間で避難路または避難経路に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・原則として、海岸方向に向かう経路ではないこと。

8 避難方法

避難にあたって自動車を使用することは、次の理由により円滑な避難ができない恐れがあることから、避難の方法は原則として徒歩によることとする。

- ・家屋の倒壊、落下物等により走行できない。
- ・渋滞や交通事故の発生により走行できない。

- ・自動車は徒歩による避難者の避難を妨げる。

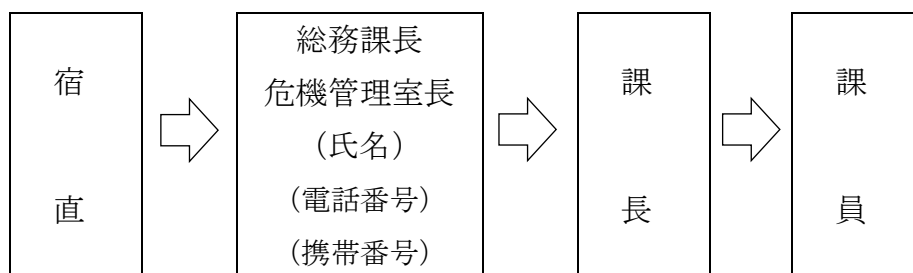
ただし、以下のやむを得ない事情がある場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を予め検討することを条件に、自動車による避難を認めるものとする。

- ・高齢者等で、徒歩による避難が困難な場合。
- ・避難困難地域で、徒歩による避難では津波到達時間内に避難が間に合わない場合。
- ・自動車の使用によって渋滞や交通事故が発生する恐れが少ない場合。

第3章 初動体制

1 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に、津波注意報、津波警報及び大津波警報が発令された場合の、町職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は、隠岐の島町地域防災計画等に定めるもののほか、次による。

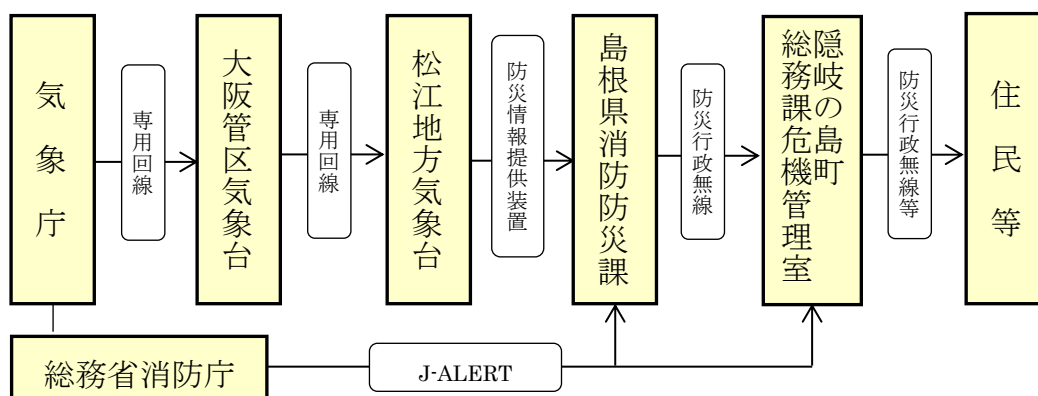


職員は、強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合は、参集するものとする。

2 津波情報の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集・伝達

津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。



(2) 海面監視等による情報収集

町、防災関係機関、海水浴場の管理者等が相互に連携し、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた時、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、高台等の安全な場所から海面状態を監視して被害発生等の情報を収集し、町や関係機関等へ通報する。

第4章 避難指示の発令

1 発令基準

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

- ① 報道機関の放送等により津波注意報、津波警報、大津波警報の発表を認知した場合及び津波注意報、津波警報、大津波警報の通知を受けた場合。
- ② 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて、かつ町長が避難の必要を認める場合。

2 発令時期及び発令手順

避難指示の発令は、町長が基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。

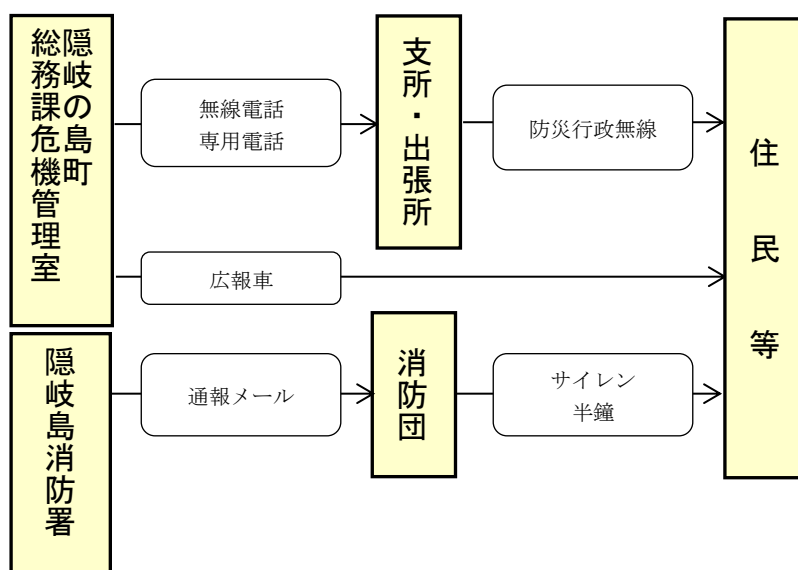
町長が不在あるいは町長に連絡がとれない場合は、副町長、総務課長の順位でこれを代行する。

避難指示の解除の発令は、津波注意報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

3 伝達方法（伝達系統）

避難指示の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線、サイレン、半鐘、広報車とする。

伝達系統は次のとおりとする。



避難指示の発令内容の伝達文は次のとおりとする。

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、防災 隠岐の島町です。

ただいま、〇〇地区に対して避難指示を発令しました。

大変危険な状況です。

避難中の方は、直ちに〇〇への避難を完了してください。

十分な時間が無いときは、近くの安全な建物や高台に避難してください。

第5章 避難行動要支援者の避難対策

1 情報伝達・共有

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるものとする。

津波予報、避難指示等の住民等への伝達方法は、防災行政無線、サイレン等の音声伝達が主体となっているため、町は、避難行動要支援者の態様に応じ情報伝達方法に配慮するとともに、登録支援者や近隣者等による支援体制を確立する。

2 避難行動の援助

津波発生の恐れにより、避難指示が発令されたときには、避難行動要支援者の避難場所への介護及び搬送は、本人の親族または登録している支援者、本人が属する地区消防団等が担当するものとし、町は介護または搬送に必要な資機材の提供その他の支援を行うものとする。

第6章 津波防災啓発

津波防災啓発にあたっては、まず、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「迅速な避難」という基本的な事項を周知徹底させ、実行させることが重要である。こうしたことに配慮して津波防災啓発は、各地域の実情に応じて、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら実施する。

①津波防災啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアやパンフレット、広報誌、映像資料、ホームページ等を活用する。

また、津波啓発看板や予想される津波の到達時間や高さ・津波浸水想定区域の表示の設置等に努めるものとする。

②津波防災啓発の内容

文献や過去の地震による津波の課題も視野に入れ、住民等に対して次のような防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

- ・津波に対する心得
- ・津波に対する基礎知識
- ・津波浸水想定区域（ハザードマップ）

③津波防災啓発の場

家庭、学校、地域、事業所等を活用する。

④災害記録の継承

文献や他県における過去の災害事例、行政対応、生活への影響等の資料を収集整理し、住民の意識啓発に活用する。

⑤自主防災組織の育成

地域の実情に即した仕組みを考え、住民が自発的に組織に参加し、効果的な活動ができる方策を検討する。

⑥防災リーダーの育成

津波避難も含む防災講習会等を実施し、地域社会や事業所等において津波啓発の核となる人材を育成する。

第7章 避難訓練

円滑な避難に資するため、年1回以上、津波避難訓練を実施する。実施後は、検討会等を開催し、問題点の検証を行うものとする。

第8章 その他の留意点

隠岐の島町観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定める。

①情報伝達

観光施設等の施設管理者に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置等により情報伝達手段を確保する。

②看板・誘導標識の設置

町は、海拔・津波浸水想定区域の表示、避難方向や津波避難場所等を示した案内看板の設置等の環境整備に努めるものとする。